

公募型プロポーザル方式による宝塚市立温泉利用施設運営事業者選定の実施について（公告）

公募型プロポーザル方式による宝塚市立温泉利用施設運営事業者選定を実施するので下記のとおり公告します。

令和8年（2026年）7月31日

宝塚市長 森 臨太郎

記

- 1 公募名 宝塚市立温泉利用施設運営事業者選定
- 2 公募目的 宝塚温泉の魅力発信の拠点と市民のウェルネス施設として整備された宝塚市立温泉利用施設について、従来の指定管理者制度から賃貸借方式へと運営スキームを転換し、民間事業者の自由な発想、資金力、および経営ノウハウを最大限に活用し、良質な温泉資源を活かしたサービスを提供するとともに、本市が課題としている施設の維持管理負担軽減および持続可能な施設運営を実現し、800年以上続く宝塚温泉の文化が後世に継承されるよう、本プロポーザルを実施し、最も優れた運営提案等をする事業者を選定する。
- 3 運営条件 仕様書参照
- 4 運営期間 施設運営開始日から10年間
- 5 参加資格
プロポーザルに参加できる者（単独又は共同企業体（複数の企業の共同体））は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
 - (1) 共通事項
 - (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - (ウ) 契約締結までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (エ) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。
 - (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。
 - (カ) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
 - (キ) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでに者を代表とする事業者でないこと。
 - (ク) 宝塚市議会議員が代表者、その他の役員である事業者でないこと。
 - (ケ) 宝塚市長または副市長が代表者、その他の役員である事業者でないこと。

(2)個別事項

(ア)共同企業体の応募の場合は、代表事業者を決めて応募すること。

(イ)共同企業体による参加の場合、構成員全員が前記(1)の条件を満たしていること。また、構成員間における協定書等によって、事故が生じた場合などの責任の所在が明らかになっていること。

(ウ)参加申込にあたっては、1 事業者 1 参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同企業体の構成事業者は他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

6 公募期間 令和8年（2026年）7月31日から9月8日午後5時までに
参加表明書等を提出すること。

参加表明書等提出後、許可された事業者は
令和8年（2026年）10月30日午後5時までに
企画提案書を提出すること。

7 申込手続等

(1)実施要領、仕様書、各種様式等は宝塚市のホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。

(2)参加表明書及び企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出場所については実施要領を参照すること。